

死亡届のほか、役場でしていただく手続き

本日は、大変お疲れ様でした。死亡届のほか、役場でしていただく手続きは、次のとおりです。身の回りの状況が落ち着きましたら、ご家族の方は、忘れずに手続きをして下さい。

✓	該当する方	必要なもの等	手続き先
<input type="checkbox"/>	印鑑登録証をお持ちの方	●印鑑登録証 (返還していただきます)	町民課 住民係
<input type="checkbox"/>	国民健康保険 または 後期高齢者医療 に加入している方 (葬祭費の支給申請)	●資格確認書 または 資格情報のお知らせ ●喪主の方の通帳等口座番号がわかるもの ●葬儀の領収書等、喪主が葬儀を行ったことがわかるもの ※亡くなる3ヶ月以内に協会けんぽ等に加入していた場合は、協会けんぽ等から支給される場合があります。	
<input type="checkbox"/>	公的年金に加入している方 (死亡一時金の請求など) 公的年金を受給している方 (未支給年金の請求など)	●年金証書 ●請求者のマイナンバー ●請求者の通帳等口座番号がわかるもの (※請求者の優先順位は、①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 の順)	
<input type="checkbox"/>	介護保険の保険証をお持ちの方	●介護保険被保険者証 (返還していただきます)	町民課 住民係
<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳などをお持ちの方	●身体障害者手帳、療育手帳、精神保健手帳 (返還していただきます)	または 福祉課
<input type="checkbox"/>	税金(町税)に関する諸手続き	●亡くなった方の名義となっている税金の納付方法の確認 (納税管理人の指定、引落し口座の変更など) ●資産や軽自動車等の名義人変更が必要かどうかの確認 (未登記物件、原付等の所有権移転)	町民課 税務係
<input type="checkbox"/>	農地を相続する方	農林課でお手続きが必要です。	農林課 農業委員会
<input type="checkbox"/>	農業者年金に加入している方 (死亡一時金の請求など)	●年金証書 ●印かん(認め印) ●亡くなった方の戸籍(除籍)謄本 (※その他、必要な書類がある場合がありますので、詳しくはご相談ください。)	
<input type="checkbox"/>	農業者年金を受給している方 (未支給年金の請求など)		
<input type="checkbox"/>	特例付加年金・経営移譲年金を受給している方の後継者(子など)が亡くなった場合 (返還農地の再処分など)	●請求者の通帳等口座番号がわかるもの (※請求者の優先順位は、①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹の順)	
<input type="checkbox"/>	上下水道を使用している方 (名義変更が必要な場合)	建設課でお手続きが必要です。	建設課
<input type="checkbox"/>	戸別受信機を設置している方	●登録名義の変更又は機器の返却が必要です。	総務課
<input type="checkbox"/>	空き家を相続する方	空き家バンクを活用しませんか。登録無料です。 ※空き家を解体する場合は、町民課にご相談ください。	企画課

マイナンバーカードについて

民間の死亡保険金請求などの手続きで使用する場合があり、返納する義務はありません。ご自身での処分が不安な方は、町民課住民係に返納してください。